

湖環境第480号
令和4年11月24日

静岡県知事 川勝 平太 様

湖西市長 影山剛士



「(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に関する
意見について (回答)

令和4年11月2日付け環生第214号により照会のありました標記の件について、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第14条第4項」及び静岡県環境影響評価条例第37条の2第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

湖西市 環境部 環境課 環境係

TEL : 053-576-1141

FAX : 053-576-4880

MAIL : kankyo@city.kosai.lg.jp



「(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に関する 意見について

I 全般的事項

1 最新の知見等を取り入れた環境影響評価の実施

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法については、発電所アセス省令や本意見を踏まえ、適切に選定すること。

また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、最新の文献、データ及び知見を踏まえ、調査等を行う具体的な手法を記載するとともに、参考とした文献等や事業実施想定区域（以下「事業区域」という。）及びその周辺の地域概況の詳細な情報も記載すること。

2 環境に配慮した計画の検討及び調査結果に応じた見直し

現時点では、発電設備の基数、配置及び基礎構造（以下「配置等」という。）や、海底ケーブルの敷設位置等の具体的な計画が決定されていないことから、方法書には、発電設備の配置等、海底ケーブル等の敷設位置等の具体的な計画を示した上で、本事業により影響を及ぼすおそれのある環境要素を選定すること。

また、選定した環境要素への影響について調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行うこと。

3 事業区域の既利用者及び地域住民等の意見等を踏まえた事業計画

発電設備や海底ケーブル等の存在が、事業区域における漁業や船舶の航行などに影響を及ぼす懸念がある。また、工事の実施や発電設備の存在及び稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影が、人の健康及び生活環境に影響を及ぼす懸念があるため、既利用者や地域住民に対し、事業が及ぼす影響について説明し、意見聴取した上で、具体的な事業計画を検討すること。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影

事業区域から 3.1km の調査範囲には本市に多数の住居及び配慮が特

に必要な施設が含まれており、騒音、超低周波音及び風車の影が人の健康及び生活環境に影響を及ぼすことが懸念されるため、影響が及ぶ範囲で考えうる最大の調査範囲を設定し、風力発電機の配置、機種等の選定にあたっては適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境への影響を回避または可能な限り低減すること。

また、方法書には風力発電機の配置、機種等の選定の過程及び理由を記載すること。

2 地形、地質及び地盤(地震及び地震発生に伴う津波の影響)

事業者は、「事業実施想定区域には陸域は含まれず、重要な地形及び地質は存在しない」との理由から、計画段階配慮項目として選定していない。

しかし、静岡県海岸域では、南海トラフ地震による津波の発生が想定されており、地震により発電設備が倒壊し、又は発電設備及び海底ケーブル等の一部が損壊した場合は、それらが津波により陸域へ流入することで海岸堤防、住居等への被害が懸念される。このことから、方法書には、この地震の発生により発電設備の倒壊を招く要因となる地形、地質及び地盤について、具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。

また、発電設備、海底ケーブル等が津波により陸域へ流入することにより、港湾施設等に被害が生じることが想定されるため、それについても予測及び評価を実施すること。

3 動物(陸域)

工事の実施や発電設備の存在及び稼働が、バードストライクや移動の障壁、洋上での生息地放棄など、鳥類に影響を及ぼす懸念があるため、方法書には、調査対象とする種を明示するとともに、生息状況を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。

4 動物(海域)

工事の実施や発電設備の存在及び稼働による「騒音」、「振動」、「海水の濁り」、「海流の方向、流速、水温等(以下これらを「海況」とい

う。) の変化」、「照明の明かり」が、遠州灘海岸を産卵地とする「アカウミガメ」の生息、上陸、産卵に影響を及ぼす懸念があるため、方法書には、調査対象とする種を明示するとともに、生息状況を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。

5 植物（海域）

発電設備の存在による海況の変化等が、沿岸の海藻類の生育に影響を及ぼす懸念があるため、方法書には、調査対象とする種を明示するとともに、生育状況を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。

6 景観

本市の海岸は浜名湖県立自然公園に指定されている。主要な眺望点から発電設備が視認され、景観に影響を及ぼすことが懸念されることから、方法書には、主要な眺望点を選定した上で、発電設備が景観に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、時期及び頻度を記載すること。

また、調査、予測及び評価結果についてはフォトモンタージュ等を用いて視覚的に景観状況を示すこと。

7 人と自然との触れ合い活動の場（海域利用者への影響）

本市の海岸はサーフィンの大会が開催されるなどマリンスポーツが盛んな場となっている。このため、発電設備の設置による海流の変化等により、マリンスポーツによる海域の利用に影響を及ぼすことが懸念されることから、方法書には、発電設備が事業区域とその周辺の海流に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、時期及び頻度を記載すること。

8 廃棄物（施設の撤去による影響）

事業終了後に発電設備、海底ケーブル等を撤去する場合、大量の廃棄物の発生が想定され、この廃棄物が環境に影響を及ぼすことが懸念されることから、方法書においては、「廃棄物」を環境影響評価の項目として選定すること。